

一 慶応四年「御触帳」

当「御触帳」の形態は、横帳・二つ綴りで、大きさは縦一四・九センチメートル、横四〇・六センチメートル、丁数一三四である。

記載期間は、慶応四年（九月八日明治と改元1—62）七月十七日から、明治元年十二月十六日で、一六三件一八〇点の記事がある。

書き出しは徳川慶喜の駿府・宝台院への転住通達（1—3）であるが、表紙の次の丁には九月十六日付の明治改元（1—1）と四谷大木戸際などに「東京府附属木村市三郎取締所」の傍示杭が建てられたこと（1—2）が後筆で記されている。同内容の記事が、2の明治元年「御触帳」の冒頭に見られる。

当該期間は、四月十一日の江戸城明渡し、五月十五日の上野戦争を経た新政府が、一方で奥羽越の平定を進めながら、將軍のお膝元であった江戸と、そこに住む人々を掌握していく時期である。新政府は、混乱した江戸を統治するため五月十二日に江戸府、同十九日には鎮台府を設け、旧幕府の町奉行所を南北の市政裁判所と改め、民政を担当させた。七月十七日には京都の西京と並立させる意を含んで江戸府を東京府と改め、鎮台府にかわり鎮将府を設置した（1—6・7）。ついで八月十七日には幸橋御門内元柳沢邸に東京府を

開庁し（1—36）、九月二日からは南北市政裁判所と合局し（1—34）、府民支配の上部組織が出来上った。また、九月十六日には、伝統的に市政を担当していた町年寄を東京府市政局庶務方に任命した（1—64）。この組織形成の過程は、府職員的人事通達でたどることができる（1—4・7・22・28・30・44・54・59・61・63・104・111・117・138・139・157・163）。

旧政権を倒し、新たに誕生した政権は、統治する人々に新体制を強く意識させる必要があったのか、当帳に収められた通達類には「御一新」の記述が多く見出すことができる（1—10・14・23・50・64・95）。また「御一洗」（1—77）、「御新政」（1—81）という表現もある。

この時期東京の人々に新体制を体現させるため、明治天皇の東京行幸（東幸）が実施された。この東幸は、東京遷都を見据えたものでもあった。当帳では八月十五日付の「東京親臨に関する詔書」（1—18）から、その記載が始まる。明治天皇は九月二十日京都を出発され、十月十二日品川着御、十三日に旧江戸城西丸に入られた。この間、東幸の日程や道筋整備や天皇を奉迎するための心得などの通達が数多く出された（1—50・56・66・67・73・74・75・79・91・96・98）。東京御滞在中には、火の用心等の心得等（1—102・115）のほか武蔵一の宮水川社行幸（1—103・106・107）、浜殿行幸（1—120）に関する通達が出されている。明治天皇は約一ヶ月半の東京御滞在のあと、孝明帝の三年祭と立后の必要から十二月八日一旦還幸となった。（1—142・149・150）。還幸に際しては、旧江戸城本丸に宮殿を

造営することが決められた(1—154)。

東幸中には、新政府に不満を持つ東京の人々の感情を和らげるため、十月七・八日に酒肴が配られた(1—109)。この両日人々は家業を休み「天酒頂戴」「天盃頂戴」などと呼び、山車や屋台を繰り出す大騒ぎとなった(1—114・116・118)。

八月十五日は、江戸幕府と米・英・蘭・露・仏の五ヶ国との間で締結された修好通商条約にもとづき、東京が開市場となる日であった。開市に向けて、市民に対し心構えを論じたり、密売買・抜け荷に対する嚴重な警告を行った(1—13・15)が、開市は十一月十九日に延期となった(1—129)。開市により、外国人は鉄炮洲に設けられた居留地に住み、交易は勿論、市内徘徊ができるようになった。これにともなう府民との摩擦や混乱・不正を防ぐため、数々の通達が出された(1—131・132・133・135・137・144)。

本帳で目を引くのは、種々の調査を依頼する通達類である。新たに統治するための情報収集と財政基盤を確立するためと考えられる。調査内容としては武家地に関すること、醸造業者、高齢者、町入用高、浪人の職種、鉄炮・弾薬、東幸道筋、車輛、孝子義僕、貧民等である(1—8・9・10・14・17・26・40・50・55・94・105・110・123・141・153・158)。中には奥羽平定の費用捻出のため、府内の地代一ヶ年分を借り上げようと、地代調査を命じたことがある(1—77)。この事例は奥羽平定ができたとして調査は中止となった(1—83)が、新政府の財政基盤の脆弱さを端的に示している。

尊皇攘夷を標榜して政權を握った新政府は天長節(1—19)、新嘗

祭(1—126)の挙行、先々帝・先帝・現帝の諱字の使用制限と関書の使用(1—108)、庶民の菊御紋の使用禁止(1—127・152)など朝廷の權威向上策を施している。一方、前政權の權威を貶しめるように、將軍を敬する意味で「御」の字を付けて命名された地名の改称を命じた通達(1—21・31・32)は興味深い。

(近松鴻二)

2 明治元年 御触帳

当「御触帳」の形態は、横帳・二つ綴で、大きさは縦一四・四センチメートル、横三九・〇センチメートル、丁数は二三三である。

本帳には明治改元の記事から、明治二年(一八六九)九月十五日の献金褒賞の通達まで、三二〇件三五七点の記載がある。書き出しは、慶応四年(一八六八)「御触帳」とほぼ同内容の明治改元と木村市三郎取締所の傍示設置であるが、三件目の明治元年十月から十二月までの東幸・還幸の記事の箇所から内容を異にしている。

この時期の国内状況は旧幕府軍による抵抗がいまだに続いており、維新政府は政局の不安定な中で、新たな国家建設と荒廃した東京の復旧をめざし、さまざまな政策を打ち出している。

財政・経済政策をみると、本帳では明治元年十二月の通達(2—6)をはじめとして、金札(太政官札)の流通を中心とする通貨制度にかかわる通達が多く出されている(2—7・8・9・14・24・

25・34・42・50・55・56・60・117・121・133・145・152・161・178・182・187・188・189・192・214・222・245・251・256・263・293)。明治元年五月より発行された太政官札は、明治二年五月までに四千八〇〇万両が発行された。政府は貧民への貸付金としても金札を使用した。不換紙幣である太政官札はやがて正金銀貨に対する価格の大幅な下落によって流通難となった。そこで商品流通機構を再編するため、商法司にかわり同二年二月通商司が設置され、その管理下に通商会社・為替会社が設立された。なかでも為替会社は、殖産興業の運用資金の提供や正貨兌換券である為替札の発行などをおこない、太政官札の円滑な流通をはかろうとした。

このほか金札の御菓子を製造した商人の取調べや、焼け損じてしまった金札の取り扱いについての通達など、金札の流通によって生じた事件の興味深い記事がある(2―240・246)。

また、この時期には天皇の再幸が行われた。明治天皇は明治二年三月七日に京都を出発、三月二十八日東京に到着した。天皇は東京城に入り、その後政府の諸機関が次々と京都より移され、事実上の遷都となった。この再幸に際して東京の町々には火の元の始末はもろろん、諸事取締向きにも心掛けるよう通達が出された(2―13・12・40・81・82・83・85・104・124・125・132・134・149)。

行政制度では、明治二年(一八六九)二月に東京府の管轄区域である朱引地の改正が行われた(2―53・54)。この朱引きの画定は、武家地やその邸宅を政府の官用に接収する目的もあった。ついで三月十日には「市中取締筋」を改正するため、江戸時代からつづく名

主制が廃止され、翌十一日に年寄制が採用された。さらに三月十六日には、新たな朱引設定に伴う市街の町地を五〇区に画定した。区は番組とも呼ばれ、区ごとに町用取扱所を設け、新設の中年寄・添年寄がおかれた。そして、五区単位で中年寄世話掛が任命された(2―90・91・93・95・96・97・100・106・109・114・115・140・141・142・228・229・230・231・236・243・244・253・257)。

京都市政にならって設けられた年寄は、市中の取締りをはじめ、武家地、町屋敷(沽券地)の調査や戸籍調査などを行った(2―86・108・110・111・116・118・123・136・143・153・169・174・175・218・223・255・262・264・289・291・301・306・317・318・319)。また、町屋敷譲渡についても、弘め金や歩一金などの旧来の慣習や沽券状の書式などを改めた(2―146・147・177・184・185・201・202・203・204・215・232・233・265・273・279)。

警察制度についてみれば、この時期に政府は新たな制度を模索した。江戸時代には、町奉行支配下の与力・同心が行っていた司法・警察活動を、明治初年段階では、①軍務官(のち兵部省)の諸藩兵・府県兵が巡邏警備、②刑法官の聴訟課・捕亡司・捕亡方が犯罪捜査・逮捕、③弾正台の監察課が政治犯罪者の逮捕などを担当した(2―26・35・36・37・41・46・47・72・73・77・88・89・107・127・148・157・165・206)。

このほかに、江戸時代より続く備荒貯穀・窮民救済を目的とする町会所や七分積金の制度は、明治元年の六月に一旦廃止されたが、貧困者が続出したため、同年十二月に再開された(2―18・58・

99・135・209・221・224・225・234・235)。また、貧困者に対する政策として、旧武家地における桑茶栽培地の開墾や蝦夷地開拓といった土族授産、窮民の調査および教育所の設置などを実施した(2―120・126・180・181・192・285・297・303・304・307・308・310・311・312・313・316)。

医療面では小児への天然痘の感染を予防するため、神田美倉橋に種痘館、芝赤羽橋などに出張所五ヶ所を設け、種痘を奨励している(2―241・292・298・299・300・305)。

(石山秀和)

3 明治三年 御触帳

当「御触帳」は縦帳・二つ綴で、大きさは縦二三・六センチメートル、横一六・六センチメートル、丁数は四〇六である。

内容は明治二年(一八六九)八月十二日から同三年(一八七〇)十二月二十九日にかけて出された法令、二二六件二九二点からなる。本帳からは、明治天皇の東京再幸(寛都)後、明治政府および東京府が新たに首都東京を創出していく過程の一端を知ることができ。以下、その内容の特色を紹介する。

当該期間の東京府は、前述の町法改正を通じて町方支配機構の再編成や行政の円滑化をはかる一方、窮民対策や市中取締りに積極的に取り組んでいる。町方支配機構の再編成としては、まず、明治三年五月から七月にかけて町年寄の給料の立替金の精算が行われたこ

とが上げられる(3―46・79・95・99)。七月二十六日には、町年寄が担当する町に居住していないため、業務が滞るとし、「実直用弁」の者を「町年寄並」とすることが命じられている(3―96)。五十区の画定は旧名主の支配区域の不均衡から生じた弊害の是正を目指したものであったが、こうした通達から五十区制導入にあたってはかなりの混乱があったと推測できる。また、区域ごとの町入用の不公平の緩和の一環として、町入用の節減が命じられており(3―129)、町々がこれまで積み立ててきた成田講・秋葉講の積金が廃止された。自身番屋の存続も町入用に関係して問題になっている(3―206)。同年十月には会議規則が定められ(3―160)、中年寄・添年寄に町方改革・窮民政策・商法政策等に関する意見が広く求められた。

窮民政策では、まず労働能力のない鰥寡孤独の窮民と臨時的救済を必要とする罹災民とが峻別された。明治二年に設置された三田・麴町・高輪の各教育所のうち、高輪では旧里引渡しが適わない廃疾老幼の者を收容し、三田・麴町は労働可能な者(男女共十一才以上六十九才以下)を收容した。同年には三田・麴町の教育所への入所希望者の調査が度々行われている(3―6・16・36)。入所者の身柄は地主代が責任を持つことになっており、死亡の際には地主代が引き取ることが定められていた。引き取りにあたっては教育所から死骸取置料として金一両が下付された(3―123)。教育所では蚕糸引き・糸繰り・綿摘み・鼻緒縫いなどの技術が教授されていたようである。同年九月、各教育所は、「店持渡世」・「通稼」が可能なる者を徐々に出院させる方針を示した(3―154)。十月には、芥凌い・土片

付け・草取り・道普請といった土方稼ぎには高輪教育所から人足を提供することが定められ、それまで労働不可能な者が多く収容されていた高輪教育所でも收容者の社会復帰を奨励している(3—66)。また、入所希望者の中に壮健でありながら偽って入所を申請するケースも見られ社会問題になっていた(3—115)。

明治三年(一八七〇)に着手された授産策としては、授産工場の設置があげられる。五月二十七日の町触によって麹町授産所が紀州屋敷に開設され(3—56)、破産困窮者の受け入れが行われた。このとき、東京府は、それぞれ「新規工夫」をこらし、将来的に物産と成り得る物品を物産局へ申告することを命じている。明治三年の授産政策は前年の事業を受け継ぐ形で進められたが、東京府の財政難により規模は縮小された。

このほか、東京府は美倉橋元会所において貧民や老人に対する米銭の下付を行ったり(3—29・34・71・128・196)、出火や暴風雨の被害者に施行を行った者の褒賞(3—24・155)、怪我をした火事人足の手当て(3—69・214)等につとめ、人心掌握をはかった。

また、本帳からは江戸開市にともなう問題に対して新政府がどのように対処していったのかを知ることができる。明治三年閏十月十七日、居留地政策の一環として「外国人遊歩規程」の再通達がなされた。外国人遊歩規程は安政五年(一八五八)日米修好通商条約によって定められたもので、外国人が旅券を所持せずに旅行できる範囲のことである。

同年には外国人の雇用手続き(3—49・239)・横浜居留地の英国

人の富くじ興行の取締り(3—81)・阿片の売買の禁止(3—116・119)・人身売買の取締り(3—106)等が命じられており、開市後の実態が窺える。とくに開港場商人との売買に関するトラブルが多く、売買に関して約定書を作成することが義務づけられた(3—255)。また、同年には神田鍋町の路上で大学南校のイギリス人講師ダラス、同リングが攘夷浪人に襲われる事件が起こった。イギリス人公使パークスの抗議により、犯人の探索は刀剣商・研師・剣術指南とその弟子にまで及んだ(3—216・217)。

このほか、本帳からは、東京奠都を経て、明治天皇という新たな權威の創出が本格化していく動向が看取される。四月八日には皇后の浜御殿行啓(3—31)、九月二十二日には天長節(3—150)、十一月二十日には新嘗祭(3—209・210)、十二月二十五日には孝明天皇御祭典(3—238)が執行された。天長節は明治時代の三大節の一つで、明治元年(一八六八)八月二十六日の太政官布告によって復活し、翌年から外国使臣の招宴を催して慣例化した。明治三年(一八七〇)には神祇官の八神殿で行われた。さらに、大友帝(弘文)・淡路廢帝(淳仁)・九條廢帝(仲恭)に対する追諡がなされている(3—90)。また、十一月二十八日には天皇行幸の際の心得が通達された。これによると、①道筋の掃除、②御通聲の節は男性は土間に平伏・女性は床に平伏、③夜間には提灯の準備、④手桶の準備等が定められており、旧幕府における將軍の御成を彷彿させる状況であった(3—218)。

旧江戸城をめぐる状況にも大きな変化が生じた。明治三年六月十

七日に、旧幕府下では庶民の通行が禁じられていた竹橋・雉子橋・清水・田安・半蔵の五門の庶民の通行が許可された(3—70)。江戸城諸門の存在が庶民生活に与えた影響は大きく、これより先三月五日の布告では外桜田他九ヶ門は夜五つ時(午後八時頃)で締切り、それ以降の庶民の通行は禁じられていた。五城門開放は、麹町地域の町民が諸商売の営業の円滑化を理由に要求したことによるものであった。つまり、半蔵門と竹橋が締切りになると、商品を運ぶのに遠回りになる上、麹町一・二丁目付近は袋小路状態になって人通りが減少するため、町が過疎化するおそれがあったのである。五城門の開放により、この一帯からの日本橋方向への通行は非常に便利になった。庶民の要求が江戸城という権威空間を変容させるに至ったことを示す事例であると言えよう。その後、十一月には半蔵・田安・赤坂・四谷・市ヶ谷の五門の渡櫓の撤去が決定した。かつての城門は庶民生活の障害になっており、太政官少史蛸川式胤による写真にのみ残されることになったのである。

このほか、東京府は町年寄を通じて宮・華族方に出入りする御用町人の取り調べを行った。このとき、四谷塩町一丁目では味噌問屋で春米問屋の五兵衛が三條家へ「御弁当米」を納めていることを届け出た(3—141)。町人たちが新たな権威と結びついていく動向を窺わせる。

同年は上地された武家屋敷の下水・石垣の取り崩し(3—120)が命じられ、武家地の処理が進む一方で、民部省による東京一円の測量も開始され(3—193)、東京という新たな都市空間が創出されつつある

時期であった。

さらに本帳には人力車渡世の営業許可(3—114)、平民の苗字許可に関する法令(3—149)も見られ、江戸から東京へと変わりゆく社会の状況を具体的に知ることができる。

(岩橋清美)